

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡長瀨町大字矢那瀬字坂本二五七（次の図に示す部分に限る。）、二三〇、二三一の一、二三一の二、二三二から二三四まで、二三五の一から二三五の三まで、二三六、二三七の一、二三七の二、二三八から二四〇まで、二四三、二五八、二五九

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂本二三〇・二三一の一・二三二から二三四まで・二三五の一・二三六・二三七の一・二三七の二・二三九・二四〇・二五七（以上十二筆について次の図の示す部分に限る。）、二三五の二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び長瀨町役場に備え置いて縦覧に供する。）